

特定事業の選定における客観的評価結果

1 事業名称

旭川市立高台小学校 P F I 整備事業

2 公共施設の管理者

旭川市長 西川 将人

3 事業方式

選定事業者が学校施設の設計・建設業務を行い，竣工後学校施設を市へ引き渡し，所有権を移転の上，学校施設の維持管理業務を遂行する方式（B T O（Build, Transfer and Operate）方式）を想定している。

4 業務の概要

選定事業者は，学校施設の整備に関する次の業務を行う。

- (1) 設計・建設業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 旧学校施設解体撤去業務

5 事業期間

事業期間は，契約締結日から平成 3 7 年 3 月末日までとする。

6 公共施設の立地及び規模

- (1) 所在地等 北海道旭川市春光台 4 条 4 丁目さくら公園隣接地
- (2) 敷地面積 約 1 9, 5 0 0 m²（廃道する予定道路面積を含む。）
- (3) 延床面積 9, 1 9 5 m²以内

7 PFI事業として実施することの評価

(1) 定量的評価

本事業を市が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合について、下記の前提条件により得られた各年度の財政負担見込額を現在価値に換算して比較分析を行った。

なお、前提条件は、市が独自に設定したものであり、事業者の提案内容を制約するものではない。

ア 財政負担見込額算定の前提条件

項目	市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	①学校施設の設計・建設業務 ②維持管理業務 ③旧学校施設解体撤去業務 ④地方債の償還費用	①対価 ・学校施設の設計・建設費 ・維持管理費 ・旧学校施設解体撤去費 ・割賦利息 ・諸税・配当金など ②アドバイザー委託費 ③モニタリング費 ④地方債の償還費用
共通の条件	①事業期間：平成20年度から平成36年度まで ②インフレ率：1%/年 ③割引率：4%	
資金調達に関する事項	①国庫補助金 ②地方債 ・償還期間25年 (元本据置3年) ・元利均等償還 ・金利1.9% ③一般財源	①国庫補助金 ②地方債 ③一般財源 ④出資金 ⑤民間金融機関借入金 ・償還期間15年 ・元利均等償還 ・調達金利は、TSR15年ものを参考に、金融機関が利益を確保し、融資が可能となる水準に設定
施設整備、維持管理に関する費用	市の同種施設の実績及び近年の参考経費等に基づき算定	市が直接実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして算定

※ TSR…東京スワップ・リファレンス・レートとしてテレコート17143頁に表示されている6ヶ月LIBORベースの(円/円)金利スワップレート

イ 財政負担見込額の比較

現在価値に換算した財政負担見込額は、次の表のとおりとなり、事業期間中の財政負担見込額は、約 12.1%削減できると算出された。

	市が直接実施する場合	P F I 事業として実施する場合
財政負担見込額 (現在価値)	2, 2 0 8 百万円	1, 9 4 2 百万円
指数	1 0 0	8 7 . 9

(2) 定性的評価

本事業を P F I 事業として実施する場合は、以下のような定性的効果が期待できる。

ア 市が施設整備から維持管理業務までを選定事業者へ一括発注・性能発注することにより、選定事業者の経営能力・技術能力が発揮され、また、本事業が効率的かつ効果的に実施され、教育環境の向上に寄与することが期待できる。

イ 市と選定事業者とが適切にリスクを分担することにより、本事業に係るリスクへの対応力を高めることができる。

ウ 市が直接事業を実施する場合は、施設整備段階で多額の財政負担が発生するが、P F I 事業として実施する場合は、施設整備費の一部に民間資金を活用し、当該費用を公共サービスの対価の一部として事業期間を通じて選定事業者に一定額を支払うこととなるため、学校施設の整備に係る市の財政支出の平準化が期待できる。

(3) 総合的評価

P F I 事業として実施することにより、定量的効果及び定性的効果が認められるため、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、P F I 法第 6 条の規定により特定事業として選定する。